



平成27年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴 弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 哲
(コード番号 5386 東証第2部・名証第2部)
問合せ責任者 常務取締役管理本部担当 山内 浩一
(TEL. 0569-29-7311)

定款一部変更及び社外取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、定款一部変更の件及び社外取締役候補者の選任の件を平成27年6月25日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の現状、将来の事業展開に備えるために、現行定款第2条(目的)に下記の変更・追加を行うものであります。
 - ① 現状の瓦業界における瓦に関する表記の方法を鑑み、文言の変更を行うものであります。
 - ② 将来の事業展開に備えるために、新たに事業目的の一部追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日施行されることにより、社外取締役、社外監査役に加えて新たに業務執行を行わない取締役並びに社外監査役でない監査役との責任限定契約を締結することができるようになりました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成27年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(木曜日)

4. 社外取締役候補者の選任

(1) 社外取締役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式
たかがき としひさ 高垣 俊壽 (昭和 25 年 6 月 23 日生)	平成 13 年 1 月 有限会社高垣経営技術設立 同社代表取締役に就任 (現) 平成 14 年 10 月 中国大連市に大連日光企業コンサルタント有限公司設立 同社副董事長 (現) 平成 23 年 6 月 当社監査役 (現)	なし

(2) 社外取締役候補者選任の理由

高垣 俊壽氏を社外取締役候補者とした理由は、品質管理や生産管理に関わる業務経験や、技術士 (経営工学部門)、中小企業診断士、ISO9001 主任審査員、ISO14001 の審査員補等の資格を有するなど、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績を生かし、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させることにより強固な内部統制システムを構築するため選任をお願いするものであります。

以 上

定款変更案

定款改定内容別紙

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>陶器瓦</u>の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 (新設) 3. <u>屋根資材</u>の販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>粘土瓦</u>の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 3. <u>陶板壁材</u>の製造および販売 4. <u>建築資材</u>の開発および販売 5. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第<u>40</u>条～第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>42</u>条～第<u>51</u>条 (現行どおり)</p>